⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 16 : 00　17 July 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00　18 August 2014 (tenders brought with 12 : 00 18 August 2014 or submitted by mail : 12 : 00 18 August 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Takahiro Hatakeyama, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 1―1―20 Kakyouin, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref. 980―0013 Japan. TEL 022―716―0013

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年7月8日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長　島川　正樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01

○第１号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　近文台㉖燃料施設新設等土木工事

⑶　工事場所　北海道旭川市

⑷　工事内容

近文台分屯地（燃料支処）

燃料施設整備に伴う土木工事

・覆土式燃料タンク新設工事６基

盛土約35,000㎥

泡消火施設一式

・送油管ピット一式

・ドラムヤード５箇所

・構内道路約27,000㎡

・補給倉庫新設に伴う付帯土木工事

・覆土式燃料タンク撤去８基(洗缶廃油処理、進入隧道撤去共)

⑸　工期　平成28年12月15日まで

指定部分：№１から№３ドラムヤード新設、補給倉庫新設、構内道路（№１から№３ドラムヤード及び補給倉庫に係る部分）は平成28年６月30日まで

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート約2,800㎥、鉄筋約150ｔ、鋼板約166ｔ、As合材約3,200ｔ

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北海道防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年７月８日付支出負担行為担当官北海道防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から近文台㉖燃料施設新設等土木工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成11年度以降に、元請けとして、下記アの工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成11年度以降に、元請けとして、下記イの工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ア　消防法で規定されている危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所（有効容量500kL／基以上）の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ　現場打ちコンクリート貯槽（頂版を有し、貯水、遊水、貯油等を目的とするもの。）の工事、又は縦型円筒形の鋼製タンク（現場で組立を行ったものに限る。）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　単体又は特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置する技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者が配置する技術者は、平成11年度以降に、⑷アに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者は、平成11年度以降に、⑷イに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「燃料タンクの被覆コンクリートの施工、品質確保に関する配慮事項について。」